

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は1月下旬から2月中旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

### [政策]

- 「国务院の当面の経済情勢下における適切な就業活動に関する通知」(国発[2009]4号、2009年2月3日発布・実施)

世界的金融危機の影響が深刻化する中で、就業(雇用)促進活動について、地方政府と国务院各部門に方針・政策を指示したもの。詳細は、下記の解説をご参照。

### [規則]

- 「国家税務総局の『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2009]3号、2009年1月9日発布、同年1月1日実施)

企業所得税法と同実施条例の規定に基づく源泉徴収の方法、手続きに関する規則。国内企業に対する出資持分の譲渡を行う当事者双方が非居住者企業で、国外で取引を行った場合は、国内企業が税務登記を変更する際に譲渡契約書のコピーを主管税務機関に提出する。同じく所得を得た非居住者企業は自らまたは代理人に委託して国内企業所在地の主管税務機関に申告納税する。その際、国内企業は税務機関の税徴収に協力しなければならない、などが規定されている。

- 「株式権出資登記管理弁法」(国家工商行政管理総局令第39号、2009年1月14日公布、同年3月1日施行)

企業の株式権(出資持分権)を他の有限責任公司または株式有限公司に出資(いわゆる出資持分の現物出資)することを認める初の規定。企業再編を促進するものと期待されるが、外商投資企業が認められるかどうかは現状不明。

- 「建設プロジェクト環境影響評価文書等級別審査許可規定」(環境保護部令第5号、2009年1月16日公布、同年3月1日施行)

2002年の同名の規定を廃止し、新たに制定したもの。旧規定からの主な変更点は、①環境保護部が審査許可に責任を負うプロジェクト(省級環境保護部門への委託を含む)は、核施設・絶対機密プロジェクト、省を跨るプロジェクト及び国务院が審査許可するプロジェクトで、その目録は別に定めるとしたこと、②その他のプロジェクトは省級環境保護部門が審査許可権限を定めるが、非鉄精錬・鉱山開発、鉄鋼、カーバイド、合金鉄、コークス、ゴミ焼却・発電、パルプは省級環境保護部門、また化学、抄紙、メッキ、捺染、醸造、調味料、クエン酸、酵素製剤、酵母は省級または地市(省のすぐ下の市)級環境保護部門がそれぞれ審査許可に責任を負うとしたこと。

- 「財政部、国家税務総局の越権減免税の制止、法による税統治業務の強化に関する通知」(財税[2009]1号、2009年1月19日発布・実施)

目下の金融危機の下で、一部地区で地方経済発展促進の名目で税収管理権を逸脱して税の減免を行っているとして、これを取り締まるよう地方の財政庁(局)と税務局に通知したもの。また、3月20日までに地方の状況を財政部と国家税務総局に報告するよう指示している。

- 「税関による税関監督管理規定違反案件の貨物・物品価値計算照合弁法」(税関総署令第182号、2009年1月22日公布、同年6月1日施行)

違法な輸出入貨物・物品の特定とその税額査定の方法、手続きに関する税関の規則。

<p>●「人力資源社会保障部、中華全国総工会、中国企業連合会・中国企業家協会の当面の経済情勢に対応し労働関係を安定させることに関する指導意見」(2009年1月23日発布・実施)</p>	<p>金融危機の影響をふまえ、労使関係の安定を図るための措置について、地方の労働行政機関、総工会、企業団体に指示したもの。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>○「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」(商務部令 2009年第1号、2009年2月1日公布、同年3月1日施行)</p>	<p>2002年の同名の弁法を廃止し、新たに制定したもの。旧規定からの主な変更点は、①許可機関を省・自治区・直轄市の商務部門としたこと(旧規定では対外貿易経済合作部と国家経済貿易委員会)、②貿易審査の内容に「国内の特定産業の形成または早期形成に不利な影響があるか否か」という基準を加えたこと、③許可時に交付される「技術輸入許可意向書」の有効期間を3年としたこと。なお、現行の輸入禁止輸入制限技術目録については、商務部のHPをご参照。 <a href="http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200711/20071105200619.html">http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200711/20071105200619.html</a></p>
<p>○「技術輸出入契約登記管理弁法」(商務部令 2009年第3号、2009年2月1日公布、同年3月1日施行)</p>	<p>同じく2002年の同名の弁法に代わるもの。主な変更点は、①登記の期間を契約発効後60日以内としたこと、②ただし、技術料の支払がロイヤリティ方式の場合は基準金額が確定したときから60日以内とし、以後、毎回の基準金額が確定した後に変更手続きを行うこととしたこと(なお初回の登記と変更の際は基準金額の証明書を提出する)。なお、外商投資企業に技術を出資し、定款の付属文書として技術輸入契約を添付する場合に商務部門が審査を行うという内容の規定については、変更がない。</p>
<p>○「土地利用総合計画編制審査弁法」(国土资源部令第43号、2009年2月4日公布・施行)</p>	<p>国と地方の土地利用総合計画の内容、審査・許可手続きに関する基本規則。1997年の「土地利用総合計画編制審査許可規定」(国家土地管理局、1997年10月28日発布・施行)に代わるもの。</p>
<p>○「工商行政管理総局の2008年度企業年度検査において企業支援業務を適切に行うことに関する通知」(工商企字[2009]22号、2009年2月5日発布・実施)</p>	<p>金融危機の影響をふまえ、年度検査に当たって企業を支援する措置を採るよう地方工商行政管理総局に指示したもの。2008年7月1日以降に出資期限が到来する違法記録がない企業で、資金不足で期限通りに出資できない企業に対しては2009年末まで期限延長を認める。企業設立後6ヵ月を超えても開業できないか、開業後に連続6ヵ月以上休業している企業に対しては同じく2009年末まで延長を認める、など。</p>
<p>○「財政部、国家税務総局の紡織品・服装の輸出税還付率引き上げに関する通知」(財稅[2009]14号、2009年2月5日発布、同年2月1日実施)</p>	<p>糸、織物、衣類・付属品、寝具などの増値税輸出還付率を14%から15%に引き上げるもの。輸出通関申告書の税関記入日が2月1日の貨物から適用。具体的な品目については、商務部のHPをご参照。 <a href="http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200902/t20090205_111836.html">http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200902/t20090205_111836.html</a></p>

●金融危機下で雇用の安定確保に関する政策・措置が相次ぐ

世界的な金融危機が深刻さを増す中で、雇用の安定を図るための政策・措置が相次いで出されている。上記「国務院の当面の経済情勢下における適切な就業活動に関する通知」(以下、「国務院通知」と略称)は、地方政府と国務院各部門に対して雇用対策の方針・政策を示し、「人力資源社会保障部、中華全国総工会、中国企業連合会・中国企業家協会の当面の経済情勢に対応し労働関係を安定させることに関する指導意見」(以下、「指導意見」と略称)は、地方労働行政機関、総工会、企業団体に対してそれぞれの立場から採る

べき措置を示している。

これらの中では、企業に対する支援策が重点の1つにあげられている。その内容をまとめると、次のようになる。

### 1. 社会保険料の負担軽減

国務院通知では、社会保険料の支払猶予、都市労働者基本医療保険、失業保険、労災保険及び出産保険の料率の段階的引き下げ、失業保険基金の雇用確保への拠出が述べられている。

これらの点については、すでに昨年12月の時点で人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局から連名の通知が出されている(注1)。その要点は、次のとおり。

(注1)「企業負担軽減の積極的措置の採用による就業情勢安定化の関係問題に関する通知」(人社部発[2008]117号、発布日不詳)

- ①社会保険料の支払猶予は、社会保険基金が不足をきたさないことを前提として、省政府の認可を得て、「困難な企業」を対象に2009年において最長6カ月の支払猶予を許可する。
- ②4種類の社会保険の料率引き下げは、同じ条件で2009年において最長12カ月間の実施を許可する。
- ③失業保険基金の雇用確保への拠出は、失業保険金の支払に不足をきたさないことを前提として、当地政府の認可を得て、「困難な企業」を対象に2009年において最長6カ月間、企業に補助することを許可する。資金の用途は、社会保険料の納付、雇用維持及び研修の3項目に限定する。

なお、上記の「困難な企業」とは、①目下の金融危機の影響で一時的に生産・経営に困難をきたしているが、回復する見込みがあること、②雇用確保の措置を講じており、かつ人員削減をしていないか、または少数の削減にとどめていること、③生産・経営活動が国・地域の産業政策と環境保護政策に適合していること、④社会保険に加入し、かつ納付義務を履行していること、の4つの条件に合致する企業を指すとされている。

目下、各地方で続々と具体的な内容を示した通知が出されているので、ご注意いただきたい。

### 2. 一部業種の企業に対する失業者雇用時の減免税

国務院通知では、条件に合う企業が新たに「再就業優遇証」を保有する失業者を、1年以上の労働契約を締結して雇用し、かつ社会保険料を納付した場合、2009年末まで営業税、土地維持・保護建設税、教育費付加及び企業所得税の減免を付与する、と述べられている。

この措置は、すでに2006年から2008年までの期限付きで実施されたが、2009年末まで延長されることになったものである。関連通知(注2)によれば、条件に合う企業は商業・貿易企業、サービス企業などを指し、「再就業優遇証」は国有企業・集団企業をリストラ、破産などで失業し、失業登記が1年以上に及ぶ者に交付される。また、減免税については、1人の雇用につき原則として年間4千元の控除が認められる。

(注2)「国務院の就業・再就業工作の更なる強化に関する通知」(国発[2005]36号、2005年11月4日発布・実施)、「財政部、国家税務総局のリストラ・失業人員の再就業の関係税收政策問題に関する通知」(財税[2005]186号、2006年1月23日発布・実施)。

### 3. 就業時間短縮と賃金引き下げの容認

これらは、上記の「指導意見」に述べられているものである。

その中で、各級工会組織に対しては、企業が弾力的な就業時間、職場研修、賃金協議を行うことを従業員が理解し、支持するように指導すること、が指示されている。

また、各級の労働行政機関、工会組織、企業団体の三者に対して、企業と従業員の団体協議(特に賃金についての団体協議)の普及を図り、生産・経営が正常な企業には団体協議によって賃金水準・引き上げ幅を確定するよう指導し、困難な企業には同じく団体協議によって短期雇用、弾力的な就業時間・賃金、研修などを行うよう指導することも述べられている。

これらは、微妙な表現ながら、企業が就業時間を短縮し、賃金を引き下げることを容認したものといえる。ただし、従業員との団体協議(中国語は「集体协商」)が前提とされている点は、注意を要する。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

# CHINA WEEKLY

## トピックス: 中国国内金融機関の外貨貸出における新たな税コストについて

中国国内の金融機関による外貨貸出について、昨年公布された 2 つの税務関連規定に抛り、今後、金融機関の税コストが増加することになりました。

具体的には、中国国内の金融機関が外貨貸出の原資を国外から調達した場合、①中国国内金融機関の当該外貨貸出に係わる営業税は、従来「元本×(貸出金利－調達コスト)×5%」であったのが、2009年1月1日より「元本×貸出金利×5%」となる、②国内金融機関が国外金融機関に借入利息を支払う際、従来は源泉徴収税がかからなかったのが(＝国外金融機関の税負担がなかった)、企業所得税 10%が源泉徴収されることになりました。詳細は以下の通りです。

### ①国内金融機関の外貨貸出金利に対する営業税金額の計算式の変更:

中国国内の金融機関が国外の金融機関から調達した外貨資金を以って外貨貸出を行った場合の国内金融機関の営業税の課税計算は、旧「営業税暫定条例」(\*1)では、「転貸業務については貸出利息から借入利息を差し引いた残額を営業額とする」と規定されていましたが、改訂版「営業税暫定条例」(\*2)では当該条文が削除された為、2009年1月1日以降、上述の場合の営業税は貸出利息全体に課税されることになりました。(\*3)

\*1:「営業税暫定条例」(1993年12月13日公布、1994年1月1日施行)第5条(4)

\*2:「中華人民共和国営業税暫定条例」(国務院令第540号 2008年11月10日公布、2009年1月1日施行。)

\*3:中国国内金融機関が国内で外貨調達した場合の営業税金額の計算式は、従来同様「元本×貸出金利×5%」。

### ②国外金融機関の中国源泉利息所得に対する課税強化:

中国国内の金融機関が国外の金融機関から借り入れを行った場合の借入利息の支払いに際し、従前、国家税務総局並びに地方税務局は国外金融機関に対して企業所得税の源泉徴収を行っておりませんでした。が、2008年11月24日付け国家税務総局の通知(\*4)により、企業所得税が源泉徴収されることになりました。

なお、営業税の課税強化に関する通知は公布されておませんが、営業税も企業所得税と同様に今後方針が転換され、源泉徴収される可能性があります。

\*4:「非居住企業のが国を源泉とする利息所得の企業所得税源泉徴収業務強化に関する通知」(国税函[2008]955号 2008年11月24日公布)

第1条:2008年1月1日より、わが国の金融機関が国外の外国銀行へ支払う借入利息、わが国内の外資金融機関が国外へ支払う借入利息は、企業所得税法およびその実施条例の規定に照らし、企業所得税を源泉徴収しなければならない。

なお、上記規定の解釈や運用は、各地の税務局により異なる可能性があります。

以上

三菱東京 UFJ 銀行  
国際業務部 中国業務支援室

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆1月の主要経済指標: 国家統計局が公表したデータによると、1月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比+1.0%と引き続き上昇幅は鈍化。工業品出荷価格(PPI)は、原油等商品価格の下落と需要低迷を受け同▲3.3%。貿易収支は、輸出が前年同月比▲17.5%の904.5億米ドル、輸入が同▲43.1%の513.4億米ドルで、貿易黒字は同+102%の391億米ドル。アパレル、靴等増値税還付率引上げ商品を除く輸出が減少、輸入は内需低迷と原油等原材料価格の下落により、引き続き輸出を上回るペースで減少している。対内直接投資(実行ベース)は、前年同月比▲32.7%の75.4億元と、春節、世界的な経済減速の影響で、昨年10月以来4ヶ月連続のマイナスの伸びとなった。

◆造船業の振興計画を発表: 国務院の10大産業振興策の一環として、11日の国務院常務会議で造船業振興計画が採択された。鉄鋼、自動車、紡績、設備製造業に続く5業種目となる。生産拡大の抑制、船舶購入の際の船主に対する融資拡大、内販用船舶製造者に対する支援策(17%の財政補助)の復活等の内容が盛り込まれた。船舶業の振興が鋼鉄、化学、紡績等広範な産業の発展を牽引することも期待されている。

◆国務院 雇用拡大支援を通知: 国務院は3日付で、雇用拡大の指導方針を通知した。積極的な雇用政策は社会安定の重要な要素であるとして、関連部門に対しあらゆる方法を駆使して雇用を促進するよう求めた。マクロコントロールや産業の高度化、主要プロジェクトの実施に当たり、優先的に雇用拡大への影響を考慮すること、労働契約法で規定している20人以上或いは企業の従業員数の10%以上をリストラする場合、30日前に組合等に説明、当局に人員削減計画を報告すること等の徹底を促した。

### 【産業】

◆1月の全国70大中都市不動産販売価格 前年同月比▲0.9%: 国家発展改革委員会、国家統計局のデータによると、1月の全国70大中都市の不動産販売価格は前年同月比▲0.9%と、12月より下落幅が0.5%拡大した。新築物件で販売価格が前年同月比上昇した主な都市は銀川(8.8%)、西寧(4.8%)、烏魯木齊(4.1%)。一方、下落した主な都市は深圳(▲16.5%)、広州(▲9.0%)、アモイ(▲5.6%)。なお、前月比で下落した都市数は6都市減少して44都市となり、下落幅は12月より0.3%縮小して▲0.2%となった。

◆1月の自動車生産・販売 減少が続く: 中国自動車工業協会が16日発表した統計によると、1月の自動車生産台数は前年同月比20.22%減の65.88万台、販売台数は同14.35%減の73.55万台と3ヶ月連続の二桁減となった。昨年12月の燃油価格制度の改革や今年1月の自動車取得税の半減政策等を受けて、小型車については先月より販売増加、在庫調整も進み2007年末の水準に戻ったものの、全体としてはマクロ経済環境が依然厳しいことから生産・販売とも低迷が続いている。

### 【金融・為替】

◆人民銀行 マレーシアと通貨スワップ協定締結: 中国人民銀行は8日、マレーシア中銀との間で、800億元規模の通貨スワップ協定を締結した。期間は3年、双方の同意で延期可能としている。通貨スワップ協定は緊急時に外貨を融通し合う制度で、中国は既に昨年末に韓国、今年1月に香港と協定を結んでいる。

<1月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
消費者物価上昇率(CPI)	-	1.0
工業品出荷価格	-	▲3.3
原材料・燃料・動力購入価格	-	▲5.3
輸出	(億ドル) 904.5	▲17.5
輸入	(億ドル) 513.4	▲43.1
貿易収支	(億ドル) 391.0	102.0
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル) 75.4	▲32.7

\*: 独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象  
(出所: 国家統計局等の公表データ)

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2009.02.09	6.8339	6.8330~6.8348	6.8338	-0.0006	7.4990	-0.0230	0.8814	-0.0001	8.8144	0.0674	0.9000	2335.54	45.52
2009.02.10	6.8328	6.8325~6.8332	6.8326	-0.0012	7.4845	-0.0145	0.8813	-0.0001	8.8190	0.0046	0.9400	2377.84	42.30
2009.02.11	6.8339	6.8330~6.8351	6.8333	0.0007	7.6030	0.1185	0.8816	0.0003	8.8540	0.0350	0.9000	2373.40	-4.44
2009.02.12	6.8323	6.8320~6.8342	6.8342	0.0009	7.5814	-0.0216	0.8816	-0.0001	8.7788	-0.0752	1.2500	2360.00	-13.40
2009.02.13	6.8339	6.8334~6.8348	6.8335	-0.0007	7.4800	-0.1014	0.8814	-0.0002	8.8220	0.0432	0.9600	2436.35	76.35

## RMB レビュー&アウトLOOK

今週中国では1月の経済指標の発表が相次ぎ、追加金融緩和・景気刺激策発表に対する期待感から上海株価指数は続伸、昨年9月来の水準まで上昇した。しかし為替市場では、中銀総裁より人民元の為替相場を妥当かつ均衡水準で安定的に維持するとの発言がなされるなど当局主導で現状水準での為替相場が維持されるとの思惑が根強く、週を通じて6.83台での狭いレンジでの取引に終始した。今週発表された経済指標で、1月の消費者物価指数は前年同月比+1.0%と9ヶ月連続して上昇率が鈍化。生産者物価指数も2ヶ月連続のマイナス(1月同▲3.3%)となるなど世界的な商品市況の下落を受けて寧ろデフレリスクすら意識される結果となった。これにより中銀による追加的な金融緩和余地は広がっており、今後も追加利下げが行われる可能性が高まったといえる。一方、12日に中銀より発表された1月の人民元建融資金額は過去最高となる前年同期比+21.3%の伸びとなりマネーサプライも本年度の伸び率目標である17%を上回る18.8%となった。これは景気刺激のため融資拡大を求める政府要請に応じ、中国国内銀行が貸出を積極化している結果と思われる。先進国を中心に金融機関の貸出の減少すら観測される中、中国で民間への資金供給が行われていることは、政府による大型財政支出とあわせ、他国に先駆け景気の底入れを探る上で重要なポイントとなろう。また貿易統計において確認されたように輸出の減少を上回って輸入が減少しており、1月も貿易黒字は約391億ドルに上った。需給面において引き続き人民元買い圧力が強い状況が予想されるが、現状水準を維持しようとする当局意向が意識され上値は限定的となろう。(2月13日) (市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。